

# 平岡南中学校 学校生活の約束



この資料は大切に保管し、学校生活にいかすこと。

【校 訓】 自主・自立・敬愛・親和

【教育目標】 心豊かに 『在りたい未来』へ向かう 生徒の育成  
～「やってみよう」からはじまるみんなの未来～

- 【望ましい生徒像】
- 1 礼儀正しく、自分からあいさつができる生徒
  - 2 多様性を認め、自他の存在を大切にできる生徒
  - 3 失敗を恐れず、粘り強く挑戦し続ける生徒
  - 4 自主の精神を重んじ、自ら考え判断し行動できる生徒

【校 歌】 作詞 橘一郎 作曲 尾辻健一

- 1 見あげる空に 湧きたつ雲よ はるけき希望を はぐくむごとく  
「自立」と「自主」の旗をかかげて 今われらいどむ大地に 汗と力の華を開かん
- 2 学び舎はるか 播磨の山よ われらが歩み 見まもるごとく  
「敬愛親和」瞳さやかに 今つどう若き生命の 豊けき明日を熱く語らん
- 3 島かげ遠き 播磨の海よ きらめく波の 燃えたつごとく  
英知の風に船首を向けて ああ、平岡南の名こそ 四方に輝け未来に光れ

## 令和8年度 平岡南中学校 校則 ～充実した中学校生活を送るために～

健全な学校生活のもと、本校生徒がよりよく成長してゆくために、社会通念に照らし合わせて学校や地域の実態に応じて一定の決まりを定めています。

### (1) 登下校の時間帯について

#### ①登校時

- ・ 1校時が体育の場合は、体操服で登校してもよい（着替えの制服を忘れずに持ってくる）

7：50～ 教室の鍵の貸し出し可

8：10 この時間までに校門を通る

8：15 教室着席

《登校したらすること》

- ・ CBで健康観察を入力する
- ・ 名札を制服に付ける
- ・ 朝の学習の準備をする

8：20 朝の学習の開始 ※この時間に教室にいないと遅刻となる

8：30 ST開始

- 8 : 35 ST 終了 ※この時間より早く教室を出ない
- 8 : 40 1 校時の授業開始

〔欠席・遅刻連絡について〕

- ・スクリレまたは電話で、保護者に連絡してもらう

〔遅刻した場合〕

- ・校門のインターホンで学年・組・名前を言って校門のロックを開けてもらう
- ・上靴にはきかえ、職員室で遅刻カードをもらい教室へ行く

②下校時

- ・最後の授業が体操服の場合は、体操服のまま下校してもよい
- ・下校時刻までには校門を通り、すみやかに下校する
- ・交通ルール、マナーを守る

≪下校時刻について≫ ※2月については、しばらく 17 : 00 のままの可能性あり

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
下校時刻	17 : 30						17 : 00			17 : 30		

(2) 通学

- ・通学路を通り、寄り道や買い食いはしない
- ・自転車通学は城の宮地区と向地区の一部（直線距離 1.4km 以上）のみ。特別な事情があり自転車通学の必要がある場合は担任に申し出る。
- ・自転車通学生はヘルメットを必ず着用する（ヘルメットの種類は指定はない）
- ・無許可で自転車通学をした場合は、自転車を預かる

(3) 制服

- ・ズボン（ベルトをする）かスカート、ネクタイかリボンについて自由に選べる
- ・ポロシャツの下の下着の色は「白・黒・紺・茶・灰色」などの単色とする（ワンポイント可）がハイネックは不可
- ・長そでのポロシャツはすそを入れる（ブレザー着用時は、半そでのポロシャツもすそを入れる）
- ・夏服…ポロシャツ、ズボン（またはスカート）
  - ※名札は、プラスチック製名札かアイネーム（アイロンで胸ポケットに貼り付け）
- ・冬服…ブレザー、ポロシャツ、ズボン（またはスカート）、ネクタイ（またはリボン）
  - ※ブレザーの前ボタンは閉める
  - ※ネクタイ・リボンについては、5～10月はどちらでもよい
  - ※プラスチック製名札をブレザーの左むねのポケットに見えるようにつける
  - ※名札は、毎日帰りの ST で回収する（生徒委員会などではつけてくる）
  - ※ブレザーのえりに、学年色の布と校章をつける
  - ※ブレザーの下に着こむセーターは V ネックとし、「白・黒・紺・茶・灰色」などの単色とする（ワンポイント可、カーディガンは不可）

(4) くつ下・タイツ

- ・色は「白・黒・紺・茶・灰色」などの単色 ※足裏の部分だけ違う色になっている物はよい
- ・くつ下の長さはくるぶしがかくれる長さ
- ・小さなロゴ、ワンポイントは可
- ・ライン柄やボーダーは不可

- ・タイツをはいている時は、くつ下ははかなくてもよい  
注意：始業式や終業式などの式典では、「白」のくつ下で統一する

《名札、ネクタイ、リボン忘れた場合やくつ下を間違えた場合》

- ・担任の先生に申し出て、学校の物を借りる  
※名札、ネクタイ、リボンはその日の帰りに、くつ下は洗濯してできるだけ早く返す

## (5) 外ぐつ

- ・白を基調とした運動ぐつタイプのものとする
- ・ワンポイント、ロゴ、ライン、ソールは白色以外でもよいが、派手な色は不可
- ・マジックテープは可
- ・ハイカット、厚底は不可（運動にふさわしくない）

不可のタイプのくつ



## (6) 上ぐつ・体育館シューズ

- ・コンクリートの上、中庭のレンガの上は上ぐつで歩いてもよい
- ・体育館では体育館シューズをはき、体育館の外へ出る場合はきちんとはきかえる  
※舞台横の出入口にある大きなスリッパ（シューズ用）を利用してトイレに行ってもよい
- ・上ぐつや体育館シューズのかかるとに名前を書く ※落書きをしない
- ・かかとを踏んでだらしなくはない

## (7) カバン

- ・リュックを基本とする
- ・色は「白・黒・紺・茶・灰色」を基調とするもの
- ・リュックに荷物が入りきらない場合は、手さげカバンなども使用してよい  
※終業式の日など荷物が少ない場合は、手さげカバンのみで登校してもよい
- ・キーホルダーは1個までとし、大きさは握りこぶしより小さいものとする

## (8) 不要物

- ・学校生活や学習に不要な物は持って来ない（例：スマホ、携帯電話、マンガ、お菓子など）
- ・必要のないお金も持ってこない  
※持参する場合は、登校後すぐに提出するか担任に預けること
- ・判断に迷ったり特別な事情があったりする場合は、事前に担任に相談する
- ・不要物の持ち込みが判明した場合は、学校で預かり保護者に直接返却する
- ・危険な物（ナイフ等）を持ってきた場合は、状況に応じて警察に連絡することもある

## (9) 頭髪

《基本的な考え方》

- ・学習や運動をする上で支障のない髪形とする ※R5.12.1 施行
- ・ツープロックは可
- ・前髪は目にかからない長さを基本とし、肩にかかる長さはくくる ※R5.12.1 施行
- ・くくるゴムの色は、「白、黒、紺、灰、茶」 ※不要なゴムを手首に付けない
- ・くくった髪の毛が正面から見えるような高い位置でくくらない
- ・ヘアピンは必要最小限とし、おしゃれ目的で使わない（スリーピンは可） ※R6.12.1 施行

《禁止事項》

- ・染色、脱色、パーマ（ストレートパーマも）
- ・剃りこみやライン

- ・整髪料（ワックスやジェルなど）の使用
- ・つけ毛
- ・極端に変形した髪形
- ・左右非対称の刈り上げや後ろ髪だけ伸ばした刈り上げ
- ・地肌が白く見えるほどの極端な刈り上げ（3mm以下） ※R5.12.1 施行
- ・耳の上でラインが出たり、ツートーンに見えたりするもの ※R5.12.1 施行
- ・黒か紺のヘアピン以外の髪どめの使用
- ・三つ編み、編み込み ※R5.12.1 施行

《違反が判明した場合の対応》

- ・一旦帰宅し、直してから再登校  
 剃りこみやラインを入れてきた場合は、目立たないように直す  
 左右非対称の刈り上げをしてきた場合は、逆側も同じ長さする

(10) その他

〔通年〕

- ・他の教室に入らない
- ・昼休み、特別教室に勝手に入らない
- ・用もなく他学年のフロアへ行かない
- ・授業開始前、余裕をもって準備と着席をする
- ・実行委員会、評議員会がある場合は、部活動の着替えよりも移動・出席を優先する
- ・一度登校したら忘れ物を自宅へ取りに帰らない
- ・持ち物にはすべて名前を書く
- ・帰宅後、再度学校へ忘れ物を取りにくる場合、制服か体操服、通学手段は通常通りで来る
- ・高価なもの（ラケットやシューズなど）を学校に置いたままにしない
- ・まゆ毛を変形しない（そる、抜く、うすくするなど）
- ・化粧をしたり、ピアスなどのアクセサリを身に着けたりして登校しない
- ・爪は長く伸ばさない（衛生上、安全上）
- ・水分をペットボトルで持参する場合は、カバーに入れるか名前を書く（学校で捨てない）
- ・くし、手鏡を常に胸ポケットに入れない

〔夏〕

- ・制汗剤は無香料のシートタイプであれば使用してもよい（ごみは持ち帰る）
- ・塩分タブレットは部活動での使用のみ可
- ・スポーツドリンクは可
- ・帽子はキャップタイプのもの（色、柄は特に限定していない）

〔冬〕

- ・マフラー、ネックウォーマーの使用は可（色は「白、黒、紺、茶、灰系統」で柄は限定なし）
- ・手袋は、5本指の物を使用する（ミトンは不可）
- ・カイロは使用してもよいが、投げたり落書きをしたりして遊ばない（使用後は持ち帰る）
- ・ウィンドブレーカーは前のチャックは閉める。エアコンのある室内では脱ぎ、かばんの中か後ろのたなにしまう（ひざかけにするのは不可、イスの背もたれにかけるのも不可）
- ・部で使用している防寒着は部活動中と登下校において可だが、学校生活や行事では不可

※特別な事情がある場合は、個に応じた配慮をします。担任を通じて申し出てください。

## 【スマホ平南ルール 5か条 平岡南中学校生徒会】

- 1 写真を載せるときは本人の許可を取ろう。
- 2 使う場所、時間帯を決めよう。
- 3 悪口を書いてはいけない。
- 4 「ななながらスマホ」をしない。  
①「歩き」ながら ②「遊び」ながら ③「勉強し」ながら ④「話し」ながら  
⑤「食べ」ながら ⑥「寝」ながら ⑦「入浴し」ながら
- 5 使用時間を決める。

### 【部活動】

- 1 本校における部活動の種類は以下のとおりである。  
バレーボール（女子） 剣道 陸上競技 ソフトテニス 卓球 野球 バasketボール  
バドミントン 吹奏楽 文化総合（情報技術、コーラス、芸術）
- 2 部の所属変更については必ず部活動顧問、学級担任と相談の上行うこと。
- 3 部活動の編成は新学期の初めに行う。1年生は仮入部の期間を置き、その後正式に決定する。
- 4 部活動の実施にあたっては、ノー部活デーや試験前の休日（基本3日前）、下校時刻を厳守すること。ただし、特別に学校長の許可を得た場合は例外を認める。
- 5 部活動運営にあたっては、部活顧問会にて諸問題を協議する。
- 6 必要に応じて部長会を開き、活動報告、意見交換を行い、活動の充実を図る。

### 【平岡南中学校生徒会 会則】

#### =第1章 総則=

- 第1条 この会は平岡南中学校生徒会という。
- 第2条 この会はわたしたちのすべてが会員となり、先生方を顧問とする。
- 第3条 この会はお互いの協力によって、自主的な活動を行い、規律ある明るい学校をつくることを目的とする。
- 第4条 この会で決議したことは職員会に伝達し学校長の承認を得て実施する。

#### =第2章 役員=

- 第5条 この会には次の役員をおく。  
会長1名 副会長1名 書記長1名 書記次長1名 (R7、第6条③より新設)
- 第6条 役員は次の方法で選出する。  
①会長・副会長は定められた選挙方法にしたがって選出する。  
②書記長は会長、副会長の推薦委嘱によって決める。  
③会長・副会長の推薦委嘱によって書記次長をおくことができる。
- 第7条 会長は生徒会を代表し、運営の中心となって総会や評議員会を招集し、この会の目的達成につとめる。
- 第8条 副会長は会長を助け、会長が不在の時はその代理をつとめる。
- 第9条 書記長は、この会の記録事務を管理し、いろいろな会議の議事録の整理と保管議案書の編集などを行う。書記次長はこれを助け、書記長が不在のときはその代理をつとめる。
- 第10条 役員任期は1年とし再選をさまたげない。
- 第11条 役員は専任とする。

#### =第3章 機関=

- 第12条 この会の目的を達成するために次の機関をおく。  
①生徒総会 ②評議員会 ③実行委員会 ④学級生徒会 ⑤学年評議員会  
⑥選挙管理委員会 ⑦部活動部長会

#### =第4章 生徒総会=

- 第13条 総会は生徒会の最高の決議機関である。
- 第14条 生徒総会は会長が招集し、次のことについて決議する。  
①役員承認 ②生徒会活動計画の決定 ③会則の制定および改正

④その他 会の目的達成のために特に必要と認められることから

第15条 定期総会 臨時総会は必要に応じて開く。

第16条 生徒総会は会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第17条 議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

#### ＝第5章 評議員会＝

第18条 評議員会は総会につぐ決議機関で、必要に応じて総会の代行機関とすることができる。

第19条 評議員会は評議員（各学級の正副委員長）および役員、各実行委員長をもって構成する。

第20条 評議員会は評議員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第21条 評議員会は提出された議事を審議し出席議員の過半数をもって議決する。賛成と反対が同数の時は議長が決める。

第22条 評議員会は議事録および議員出席簿を備え、書記長が保管する。

第23条 評議員会の決議事項は各評議員によって必ず学級に伝達され、各実行委員会と学級の活動を通じて実行に移される。

第24条 評議員の任期は1学期間とし、再選をさまたげない。

第25条 評議員は専任とし、集会活動にも携わる。

#### ＝第6章 実行委員会＝

第26条 各実行委員会は、それぞれが分担する専門的な事項および評議員会において決議された関係事項を執行する機関である。

第27条 実行機関として次の委員会を置く。

①環境委員会 ②厚生委員会 ③図書委員会 ④保健体育委員会 ⑤広報委員会

第28条 各委員会は各学級より選出された2名の委員をもって構成する。各学級の委員の選出については第39条に記載する。

第29条 委員長は委員会の活動の中心となり、評議員会に出席し、委員会の活動状況の報告や、提出した議案についての説明などを行う。

第30条 委員会は活動状況を反省し、新しい実践目標や活動計画を立てる。

第31条 委員会はその専門的分野で活動するとともに、議決を必要とする事項については議案を評議員会に提出する。

第32条 各委員会の活動分野は別に定める。

第33条 委員の任期は1学期間とし、再選をさまたげない。

第34条 各委員会の委員長は生徒会役員の推薦委嘱によって決め、任期は1年とする。

第35条 委員は専任とする。

#### ＝第7章 生徒会本部役員会＝

第36条 生徒会本部役員会は、会長・副会長・書記長・書記次長および各実行委員長をもって構成し、次のような仕事をする。

①総会に提出する議案をまとめる。

②評議員会に提出する議案をまとめる

③急を要する事項について協議し、処理する。ただし、この結果については評議員会で承認を得なければならない。

④その他の会の運営・活動について統括的な会務を行う。

#### ＝第8章 選挙管理委員会＝

第37条 選挙管理委員会は各学級から1名を選出し、構成する。

第38条 選挙管理委員会の任務は別に定める選挙規定にしたがう。

#### ＝第9章 学級生徒会＝

第39条 学級生徒会の運営は、評議員を中心に行う。

①評議員（学級委員長・副委員長各1名） ②環境委員（2名） ③図書委員（2名）

④保健体育委員（2名） ⑤厚生委員（2名） ⑥広報委員（2名）

ただし、評議員と保健体育委員は、それぞれ男女1名ずつとする。

第40条 学級における各委員の任務は別に定める。

=第10章 選挙=

第41条 選挙は別に定める選挙規定にしたがう。

=第11章 会計=

第42条 生徒会の費用は、会費その他の収入をもってこれに当てる。会費の金額は別に定める。

第43条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

=第12章 会則の修正=

第44条 会則の修正は、評議員会の3分の2以上の賛成を得て、総会の承認を受けなければならない。

第45条 学年評議員会は、各学年の評議員をもって構成する。学年内の問題を討議して議決を必要とする事項については、議案を評議員会に提出する。

第46条 部活動部長会は、各部の部長をもって構成する。互選によって委員長を選び、委員長は生徒会本部役員会に参加する。部活動部長会は、部活動が円滑に行われるように連絡を密にし、諸問題にあたる。

=第13章 附則=

第47条 この会則は昭和58年4月1日より実施する。

平成13年11月17日一部改正。  
令和7年12月一部改正。

**【実行委員会の活動分野】**

生徒会会則第32条にもとづいて、実行委員会の活動分野を次のように定める。

《環境委員会》

- ・校舎内外の清掃美化および用具の管理にあたり、環境美化のための計画を立てて実施する。
- ・美化コンクールなどの行事を計画する。
- ・古紙回収などのリサイクルをする。
- ・生活目標・実践の方法などについて協議し、その徹底をはかる。
- ・その他 環境委員会として、必要な活動を行う。

《図書委員会》

- ・学校図書の運営にあたり、読書への関心を高めるための計画を立て、会員の読書力向上につとめる。
- ・図書の貸出し、返却、整理などの図書事務をとる。なお、学校支援ボランティアが運営の協力をする。
- ・新刊書の紹介など読書への関心を高めるための宣伝活動をする。
- ・読書調査や購入図書希望調べなど各種の調査を行う。
- ・掲示物を工夫し、みんなに読んでもらえるようにする。
- ・生活目標や実践の方法などについて協議し、その徹底をはかる。
- ・その他、図書委員会として必要な活動を行う。

《保健体育委員会》

- ・保健衛生および体育に関するいろいろな計画を立てて実施する。
- ・球技大会などの全校又は学年の催しを計画し実施する。
- ・学校の保健、体育に関する計画や行事に積極的に協力する。
- ・身体検査や体力検査などの世話をし、その調査統計を行う。
- ・生活目標や実践の方法などについて協議し、その徹底をはかる。
- ・その他 保健体育委員会として必要な仕事を行う。

《厚生委員会》

- ・厚生事務に関して、種々の連絡協議を行い事務の円滑をはかる。
- ・アルミ缶やペットボトルキャップを集める運動を行う。
- ・その他、厚生委員会として必要な仕事を行う。

## 《広報委員会》

- ・昼の時間、清掃時間の放送を行う。
- ・学校行事での司会進行や放送機器準備と音響操作を担う。
- ・地域の行事などの司会業務などの協力をする。
- ・校内の掲示物の作成を行う。
- ・生徒会新聞の発行を行う。

## 【生徒会役員選挙規定】

### =第1章 総則=

- 1 この規定は生徒会会則第2章第6条及び第8章第40条に基づき、生徒会役員の選挙について適用する。
- 2 この選挙の運営については選挙管理委員会がこれにあたる。
- 3 すべての生徒会員は選挙権及び被選挙権を持つ。

### =第2章 選挙管理委員会=

- 4 選挙管理委員会（以下委員会と呼ぶ）は各学級から選出された選挙管理委員（以下委員と呼ぶ）によって構成される。
- 5 選挙管理委員は各学級1名選出する。
- 6 委員の互選によって委員会の正副委員長各1名を選ぶ。
- 7 委員会は次の業務を行う。
  - ①選挙の公示
  - ②投票用紙の作成・交付
  - ③立候補者の受付と発表
  - ④選挙人名簿の作成・照合
  - ⑤ポスター用紙などの準備
  - ⑥立会放送演説会の開催
  - ⑦投票・開票の管理
  - ⑧当選発表
  - ⑨その他の選挙に関するいっさいの業務
- 8 委員は、被選挙権を持たない。

### =第3章 立候補=

- 9 選挙は立候補制とする。
- 10 立候補者は推薦責任者明記の上、投票日の6日前までに委員会に届けなければならない。
- 11 責任者は立候補者と運動員の行為その他についてすべての責任を持たなければならない。

### =第4章 選挙運動=

- 12 選挙運動期間は投票日前の4日間とする。
- 13 選挙運動の区域は校内とする。
- 14 選挙運動の時間は朝の登校時とし、その他放送などを利用して行う。
- 15 ポスター類は委員会の準備した用紙を用い、美観をそこなう場所及び教育活動に支障ある場所に掲示してはならない。
- 16 委員及び教師は選挙運動をしてはならない。

### =第5章 選挙=

- 17 選挙の公示は投票日の1週間前までに行わなければならない。
- 18 選挙は投票により行い、単記無記名とする。
- 19 投票用紙は委員会から交付されたものを使い、候補者の名前の空欄に○を記入する。
- 20 不在者投票は認められない。
- 21 開票は顧問と推薦責任者の立ち会いのもとに委員が行う。
- 22 当選者は得票数の多い者から順に、会長、副会長とする（※性別は問わない）。同得票数の場合には、決選投票を行う。
- 23 委員会は、開票の結果を学校長に報告し、承認を得て発表する。認証は、学校長が行う。

### =第6章 補足=

- 24 立候補者は委員会の主催する演説会で意見を述べ、また推薦者は応援演説をすることができる。
- 25 以上の規定をやぶり、中学生としての品位を汚すような行為があった場合、委員会はそれに関係ある候補者の立候補または当選を取り消すことができる。